

第9期計画期間中の介護保険料(案)

第8期事業計画期間(R3～R5年度)			第9期事業計画期間(R6～R8年度)		
所得段階	対象者	保険料(年額) 保険料率	所得段階	対象者	保険料(年額) 保険料率
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者であつて世帯全員が住民税非課税 ・ご本人及び世帯全員が住民税非課税で、前年の(合計所得金額-課税年金等に係る雑所得)+課税年金収入額の合計額が80万円以下の方	30,000円 基準額×0.45 (20,000円) (基準額×0.30)	第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者であつて世帯全員が住民税非課税で、前年の(合計所得金額-課税年金等に係る雑所得)+課税年金収入額の合計額が80万円以下の方	■■■円 ■■■基準額×■■■ (■■■円) (■■■基準額×■■■)
第2段階	・ご本人及び世帯全員が住民税非課税で、前年の(合計所得金額-課税年金等に係る雑所得)+課税年金収入額の合計額が80万円超120万円以下の方	43,300円 基準額×0.65 (33,300円) (基準額×0.50)	第2段階	・ご本人及び世帯全員が住民税非課税で、前年の(合計所得金額-課税年金等に係る雑所得)+課税年金収入額の合計額が80万円超120万円以下の方	■■■円 ■■■基準額×■■■ (■■■円) (■■■基準額×■■■)
第3段階	・世帯全員の住民税が非課税で、第1段階から第2段階に該当しない方	50,000円 基準額×0.75 (46,700円) (基準額×0.70)	第3段階	・世帯全員の住民税が非課税で、第1段階から第2段階に該当しない方	■■■円 ■■■基準額×■■■ (■■■円) (■■■基準額×■■■)
第4段階	・世帯のどなたかが課税されているが、ご本人が住民税非課税で、前年の(合計所得金額-課税年金等に係る雑所得)+課税年金収入額の合計額が80万円以下の方	60,000円 基準額×0.90 基準額×1.00	第4段階	・世帯のどなたかが課税されているが、ご本人が住民税非課税で、前年の(合計所得金額-課税年金等に係る雑所得)+課税年金収入額の合計額が80万円以下の方	■■■円 ■■■基準額×■■■ (■■■円) (■■■基準額×■■■)
第5段階	・世帯のどなたかが課税されているが、ご本人が住民税非課税で、前年の(合計所得金額-課税年金等に係る雑所得)+課税年金収入額の合計額が80万円を超える方	66,600円 基準額×1.00	第5段階	・世帯のどなたかが課税されているが、ご本人が住民税非課税で、前年の(合計所得金額-課税年金等に係る雑所得)+課税年金収入額の合計額が80万円を超える方	■■■円 ■■■基準額×1.00 (■■■円) (■■■基準額×■■■)
第6段階	・ご本人が住民税課税で、前年の合計所得が120万円未満の方	83,300円 基準額×1.25	第6段階	・ご本人が住民税課税で、前年の合計所得が120万円未満の方	■■■円 ■■■基準額×■■■ (■■■円) (■■■基準額×■■■)
第7段階	・ご本人が住民税課税で、前年の合計所得が120万円以上210万円未満の方	89,900円 基準額×1.35	第7段階	・ご本人が住民税課税で、前年の合計所得が120万円以上210万円未満の方	■■■円 ■■■基準額×■■■ (■■■円) (■■■基準額×■■■)
第8段階	・ご本人が住民税課税で、前年の合計所得が210万円以上320万円未満の方	106,600円 基準額×1.60	第8段階	・ご本人が住民税課税で、前年の合計所得が210万円以上320万円未満の方	■■■円 ■■■基準額×■■■ (■■■円) (■■■基準額×■■■)
第9段階	・ご本人が住民税課税で、前年の合計所得が320万円以上400万円未満の方	116,600円 基準額×1.75	第9段階	・ご本人が住民税課税で、前年の合計所得が320万円以上420万円未満の方	■■■円 ■■■基準額×■■■ (■■■円) (■■■基準額×■■■)
第10段階	・ご本人が住民税課税で、前年の合計所得が400万円以上600万円未満の方	123,200円 基準額×1.85	第10段階	・ご本人が住民税課税で、前年の合計所得が420万円以上520万円未満の方	■■■円 ■■■基準額×■■■ (■■■円) (■■■基準額×■■■)
第11段階	・ご本人が住民税課税で、前年の合計所得が600万円以上の方	129,900円 基準額×1.95	第11段階	・ご本人が住民税課税で、前年の合計所得が620万円以上720万円未満の方	■■■円 ■■■基準額×■■■ (■■■円) (■■■基準額×■■■)
第12段階	・ご本人が住民税課税で、前年の合計所得が720万円以上の方		第12段階	・ご本人が住民税課税で、前年の合計所得が720万円以上120万円未満の方	
第13段階	・ご本人が住民税課税で、前年の合計所得が120万円以上の方		第13段階	・ご本人が住民税課税で、前年の合計所得が120万円以上の方	



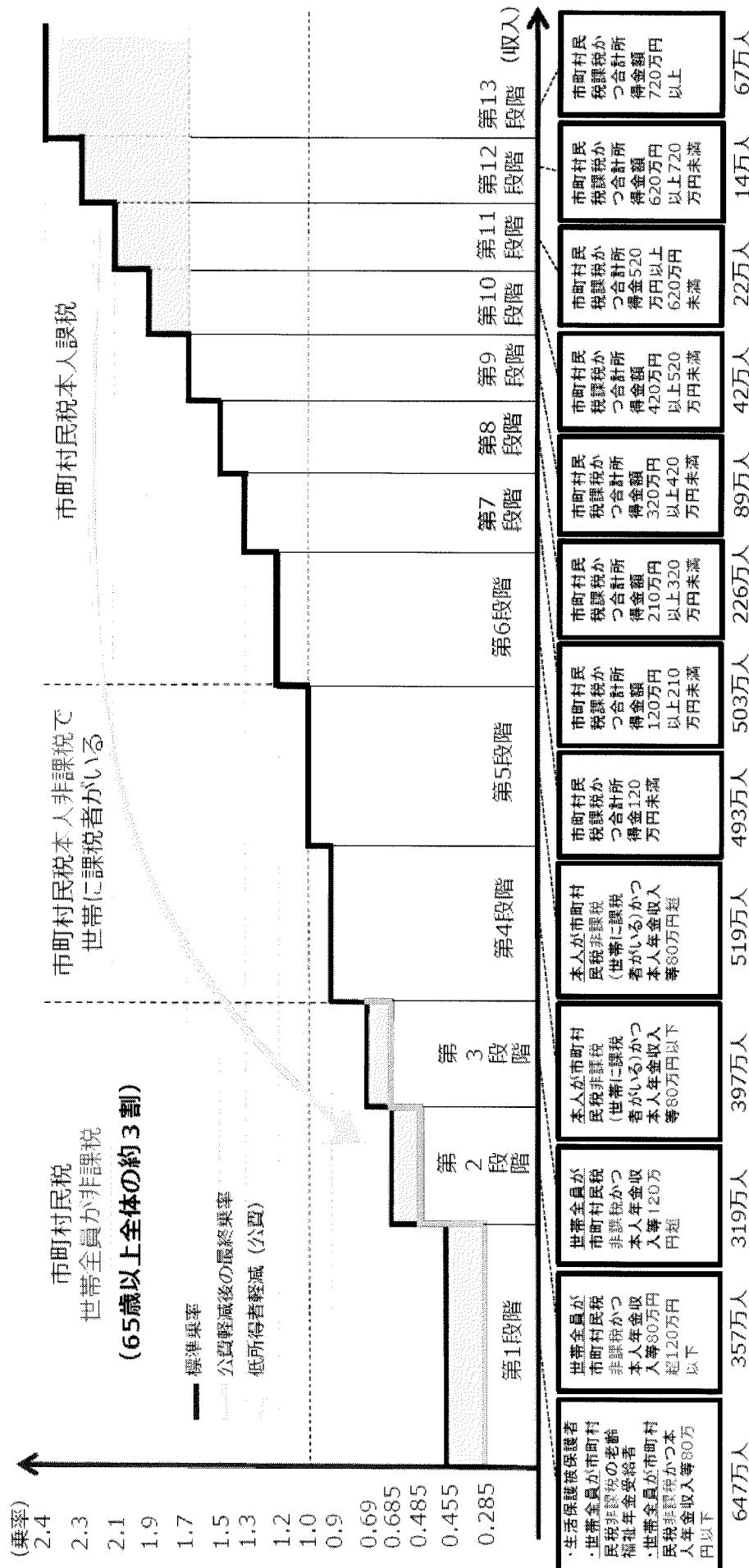
第9期事業計画期間(R6～R8年度)

資料 3

※カッコ内には消費税引き上げ分を財源とした公費を投入し、負担軽減を行った場合の保険料額及び保険料率。
(注)本資料については、市議会の議決を経て第9期介護保険料が決定する前であることなどを考慮してホームページ上では内容の一部を非公開としています。

(参考) 第9期計画期間における第1号保険料 (標準13段階)

○今回の見直しを踏まえた、第9期計画期間における、標準段階、標準乗率、標準軽減率、公費軽減割合、基準所得金額等は以下のとおり。



※被保険者数は、令和5年度厚生労働省老健局介護保険計画課調べ（令和5年4月1日現在の状況により報告）

出典 令和5年12月22日開催 第110回社会保険審議会介護保険部会資料より